

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年2月10日
照会部署名 三重事務センター管理・厚年G
照会担当者 長島 靖
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 西山

(案件)

(受付番号) No. 2010-217	「低額の休職給」の取り扱いについて (業務処理マニュアルIV-2-11の内容について)
------------------------	--

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

平成20年8月2日より長期療養により欠勤しているものが、長期療養による給与規定で次の①から③のとおり給与が支給されています。

昭和36年1月26日保険発第七一号の通知では「休職給とは、通常受ける報酬とは別個に休職という事由に対して設定された給与として支給されるものをさし・・・」となっています。

①②の時点では、基本給が減額されず支給されているため、③の時点で「低額の休職給」と判断するのか、②の時点で「役付手当、職務手当を除く基準内給与が支給されている」ため、「通常受ける報酬とは別個に休職という事由に対して設定された給与として支給された」とも考えられ、②の時点で「低額の休職給」と判断するのか当方では判断できませんでした。

お手数ですが、どの時点から「低額の休職給」として取り扱うことが出来るかご教示ください。

<事案>

- ① 平成20年8月2日から平成20年11月1日までの間は、基準内給与（役付手当、職務手当含む）が支給されている。
- ② 平成20年11月2日から平成21年11月1日までの間は、役付手当、職務手当を除く基準内給与が支給されている。
- ③ 平成21年11月2日から平成22年8月1日までの間は、健康保険法に定める標準報酬月額の100分の60が支給される。

(回答)

昭和37年6月28日保険発第71号通知によれば、「「低額の休職給」とは休職しなかつた場合に被保険者が通常受けるべき報酬の額に比べて低額である報酬をさすものである。」とされている。事例の場合、長期療養欠勤により役付手当、職務手当が除かれて支給されることになる②平成20年11月2日からの給与が「低額の休職給」となる。

回答日 平成22年3月30日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G

回答作成者 田畠 奈津子

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

山上